

令和6年4月25日

令和6年度第1回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年4月25日（木）

午後1時30分開会～午後4時15分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301, 302 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和5年度地区座談会の開催状況について

協議（1） 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

2) 企画

協議（1） 令和6年度一日女性農業委員会の開催について

3) 大崎市農業委員会事業

報告（1） 令和5年度大崎市農業委員会事業報告について

協議（1） 令和6年度大崎市農業委員会事業計画（案）について

5. 出席農業委員(25名)

1番 菅 原 ひろみ 委員 2番 小野寺 正 晃 委員

4番 中 本 奈 美 委員 5番 白 川 知 則 委員

6番 高 橋 順 子 委員 7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻 井 正 幸 委員 9番 齋 藤 真理子 委員

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 10番 | 菅原清一 | 委員 | 11番 | 佐々木正彦 | 委員 |
| 12番 | 下山信行 | 委員 | 13番 | 高橋英理子 | 委員 |
| 14番 | 只埜和臣 | 委員 | 15番 | 鈴木至 | 委員 |
| 16番 | 佐藤裕之 | 委員 | 17番 | 佐藤伸幸 | 委員 |
| 18番 | 佐々木俊通 | 委員 | 19番 | 佐々木大 | 委員 |
| 20番 | 中森昭悦 | 委員 | 21番 | 中鉢守 | 委員 |
| 22番 | 菅原まり子 | 委員 | 23番 | 今野久男 | 委員 |
| 24番 | 中條泰洋 | 委員 | 25番 | 熊谷安正 | 委員 |
| 26番 | 佐々木政直 | 委員 | | | |

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 21番 | 高橋信宏 | 委員 | 22番 | 遊佐幸広 | 委員 |
| 23番 | 伊藤吉弘 | 委員 | | | |

7. 欠席委員(1名)

- 3番 布塚幸子 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

- 会長 佐々木 政 直

10. 来賓

- 大崎市副市長 吉 田 祐 幸

11. 出席職員

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 事務局長 | 竹内満博 | 事務局次長 | 藤本将寛 |
| 事務局長補佐 | 星 充 浩 | 事務局長補佐 | 桑 添 滋 行 |
| 主幹兼係長 | 石 垣 佳 子 | 主幹兼係長 | 今 野 春 樹 |
| 主査 | 湯 山 栄 大 | 主査 | 岡 田 隼 弓 |
| 主事 | 鈴 木 聖 己 | 主事 | 千 葉 浩 汰 |
| 主幹 | 佐々木 賢 | 主幹兼係長 | 大 沼 淳 子 |
| 主査 | 三 塚 裕 介 | 再任主査 | 高 橋 清 一 |

午後1時30分開会

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

ただいまから、令和6年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、本日御来賓として御臨席いただいております大崎市長伊藤康志様より、御祝辞を頂戴したいと存じます。大崎市長伊藤康志様、よろしくをお願いいたします。

副市長（吉田祐幸副市長）

〔祝辞〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

誠にありがとうございました。続きまして、メッセージが届いております。会場入り口に掲示しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、副市長におかれましては、このあと別の公務がございますので、ここで退席となります。

〔吉田祐幸副市長 退席〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくをお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番布塚幸子委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第1回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

ここで、4月1日付けで職員の人事異動がございましたが、新たに農業委員会事務局長に着任した事務局長については私から紹介し、その他の職員については、

新たに着任しました事務局長から紹介いたします。

このたび、産業経済部農政企画課から着任いたしました竹内事務局長でございます。それでは、その他の職員の紹介について、竹内事務局長からお願いいたします。

事務局（竹内満博事務局長）

[職員異動について紹介]

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の5議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。19番佐々木大委員、20番中森昭悦委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告1～4の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告4の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号1番から30番までの30か件のうち、番号29番の1か件は議案第3号番号1番及び議案第4号番号1番と関連することから、この1か件を議案第4号で併せて審議してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1番から30番までの30か件のうち、議案第3号番号1番及び議案第4号番号1番で併せて審議する、番号29番の1か件を除いた番号1番から28番までと番号30番を合わせた29か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第1号番号1番から28番までと番号30番を合わせた29か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号21番について質問させていただきます。譲受人は新規就農で遠方に在住のようですが、営農計画を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

3条申請が許可と決定しましたら、大崎市に転入する予定と伺っております。営農計画については、農業を営んでいる知人より農機具を借り、野菜作りの指導を受けると伺っております。また、農業従事日数は年間300日と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。6番委員。

6番（高橋順子委員）

番号21番の譲受人の年齢を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

35歳と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

6番委員，よろしいでしょうか。

6番（高橋順子委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号21番の譲受人は，農業指導を受けながら農業を営むとのことですが，指導者は大崎市近隣の方でしょうか。また，農機具等は所有されておりますか。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

岩出山，仙台，涌谷町に在住の知人から指導を受けるそうです。農機具は所有していなため噴霧器，耕運機，除草機を借りて従事すると伺っております。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第1号番号1番から28番までと番号30番を合わせた29案件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第1号番号1番から28番までと番号30番を合わせた29か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

4月24日水曜日午前9時より、13番委員、15番委員、19番委員、21番推進委員、22番推進委員、23番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号1番を23番推進委員、報告をお願いいたします。

23番（伊藤吉弘推進委員）

番号1番を報告いたします。転用目的は、駐車場5台分、資材置場ハウス2棟、各種作業スペース、通路回転スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が宅地、西側と南側が太陽光発電パネルが設定されており、北側が道路でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第2号番号1番について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第2号番号1番について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第2号番号1番の1か件について意見相当と認め、県に進達します。

議長（佐々木政直会長）

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号1番から16番までの16か件のうち、番号1番は議案第4号番号1番と関連し、番号8番は議案第4号番号18番と関連することから、この2か件を議案第4号と併せて審議してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号2番から7番までの6か件と、番号9番から16番までの8か件を合わせた14か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

それでは現地調査報告いたします。番号2番を22番推進委員、報告をお願いします。

22番（遊佐幸広推進委員）

番号2番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地、西側が道路を挟み側溝、南側が道路を挟み田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね500メートル以内に鉄道の駅が存在する第2種農地で原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水

排水はU字溝と自然浸透による処理で、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号3番から6番を21番推進委員，報告をお願いいたします。

21番（高橋信宏推進委員）

まず、番号3番，4番を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が畑，西側と北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝及び土側溝へ流します。土砂流出については、土留め擁壁を設置するため、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号5番，6番を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲4区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が畑，西側と南側が田，北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、一部は雑草が繁茂しておりましたが、おおむね除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は既存のU字溝へ流し，土砂流出については土留め擁壁を設置するため，問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号7番を13番委員，報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

番号7番を報告いたします。転用目的は、資材置場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が道路，西側が宅地，北側が道路を挟み田でございました。申請地の管理状況は、一面に砂利が敷かれ，雑草が生えておりました。農地区分は，第1種農地で原則転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝と自然浸透による処理で，

土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号9番から11番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（鈴木至委員）

番号9番から11番を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲12区画，専用通路，水路を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が宅地，西側が畑と宅地，北側道路を挟み宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝と自然浸透による処理で，土砂流出対策は，土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号12番，13番を22番推進委員，報告をお願いいたします。

22番（遊佐幸広推進委員）

番号12番を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場3台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と西側が道路を挟み宅地，南側が宅地，北側が畑でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝と自然浸透による処理，生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出対策については，平坦な土地であるためで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号13番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル176枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が雑木林，西側と南側が太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号14番を19番委員，報告をお願いいたします。

19番（佐々木大委員）

番号14番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル144枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と北側が山林，西側と南側が雑種地でした。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号15番を23番推進委員，報告をお願いいたします。

23番（伊藤吉弘推進委員）

番号15番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が道路を挟み太陽光発電パネルが設置されており，西側が田，南側が道路を挟み畑，北側が宅地でした。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝と自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号16番を19番委員，報告をお願いいたします。

19番（佐々木大委員）

番号16番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が道路を挟み雑種地，西側が線路，南側が雑種地，北側が田でした。申請地の管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

議11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります

会長（佐々木政直会長）

それでは、議案第3号番号2番から7番までの6か件と、番号9番から16番までの8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号3番、4番について質問させていただきます。転用面積より事業面積が広い理由を教えてください。

会長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農地と隣接する宅地も含めて宅地分譲する事業で、分譲地の中央に位置指定道路を設置する計画となっており、このような面積となります。

会長（佐々木政直会長）

7番委員、よろしいでしょうか。

7番（佐々木ひろ子委員）

了解しました。

会長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号7番について質問させていただきます。砂利が敷かれていたと報告がございましたが、経緯を教えてください。

会長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲受人に確認をしたところ、譲渡人が当該地を取得した当時から砂利が敷かれた状態であり、前所有者は既に他界されていると伺っております。

会長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

会長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（菅原清一委員）

番号7番ですが、譲渡人は当該地を取得した当時から、現況は砂利が敷かれていたことから、本来であれば前所有者から始末書の提出を求めるべきだと思いますが、既に亡くなっているため、譲渡人より会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して、県に進達していただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、10番委員より顛末書の提出を求めるという意見でございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

1議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第3号番号2番から7番までの6か件と番号9番から16番までの8か件のうち、無断転用である番号7番の1か件を除いた13か件を意見相当と認め県に進達し、番号7番の1か件については、会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第3号番号2番から7番までの6か件と番号9番から16番までの8か件のうち、無断転用である番号7番の1か件を除いた13か件を意見相当と認め県に進達し、番号7番の1か件については、会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第4農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について、番号1番から18番と、関連する議案第1号番号29番並びに議案第3号番号1番及び8番について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

それでは現地調査報告いたします。議案第3号番号1番を19番委員，報告をお願ひします。

19番（佐々木大委員）

番号1番を報告いたします。転用目的は，営農型太陽光発電パネル架台支柱58本，引込柱1本を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が山林，西側が原野，南側と北側が太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は，既に太陽光発電パネルが設置されておりました。農地区分は農振農用地で，原則転用不許可だが，10年以内の一時的な転用であって，利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ，かつ，農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号8番を15番委員，報告をお願ひします。

15番（鈴木至委員）

番号8番を報告いたします。転用目的は，重機置場，資材置場，工事設備置場，仮設駐車場，工事作業現場，敷地内通路，仮設道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側が道路，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は，鉄板が敷かれ重機が作業しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，周辺に農地がないため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号1番から18番と関連する議案第1号番号29番並びに議案第3号1番及び8番について質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号1番について質問させていただきます。既に太陽光発電パネルが設置されていたと報告がございましたが、工期が許可日から令和16年5月までと設定されているのはなぜでしょうか。他に何か工事をするのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

このたび、新たに許可と決定してからの一時転用を開始するという意味合いになります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

一時転用の規則として、原則3年以内若しくは一定の条件を満たす場合は10年となっておりますが、今回10年間の設定となっている理由を教えてください。また、10年後は延長になるのでしょうか。若しくは取り外すのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

営農型太陽光発電パネルの設置であり、営農事業者が認定農業者であることから、一時転用の期間を10年間とするものです。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

営農型太陽光発電パネルの下では何を作付けする予定でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

南天を作付けする予定となっております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

議案第 4 号の 1 番で、当初の計画では南天を作付けするとありましたが、収穫量が見込めないことから、南天から他の作物に変更しているにも関わらず、再度、南天を作付けするのは疑問が残るのですが、何か特別な理由があるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

今回、サカキからユーカリへ、牧草からユーカリへの作物の変更となっており、また、事業者に聞き取りを行ったところ、今後の営農計画として主にユーカリ、南天、ブルーベリーに営農を移行する予定で、その他にも検討中の作物があると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

議案第 3 号 1 番、議案第 4 号 1 番、議案第 1 号 29 番の譲渡人と規模拡大を行う中で、今まで譲渡人が取得した農地を他の事業者に移譲するのは、どのような事情があるのでしょうか。若しくは譲受人と共同して事業を行うのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲渡人は、営農計画の見直しを行っており、営農部門に投資をして、営農の安定を図ると伺っております。今回、継承する太陽光発電パネル代金についても、営農へ充てるとのことです。

また、パネル設備がまだ発電前の状態であったため、今回、継承したとのこと。それ以外の場所の太陽光発電パネルの売電売上げも営農部門への投資に充てると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

優良農地に営農型太陽光発電パネルを設置するので、今後、農地の集積を行う中で周辺農地の作物に影響を及ぼす恐れもございますので、注意深く経過を見るべきだと思います。今後、譲受人が規模拡大を行う予定もあるようですので、指導をしつつ受け付けていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号1番に関連して質問させていただきます。工期についてですが、許可日から10年間で記載がございますが何かの間違いでしょうか。令和16年まで工事を行うのであれば、いつ発電するのでしょうか。

また、0.28平方メートルは賃貸借のようですが、議案1号29番には無償と記載がございます。0.28平方メートルは除くと追記が必要だと思います。農地なので問題ないと思いますが、地上権は通常、所有者の承諾なしに何でも建てられることになってしまうので、所有者に一言、注意するよう助言していただきたいと思っています。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

議案3号1番ですが、許可日から令和16年5月までの10年間、一時転用を行うものですので、記載の工期は削除させていただきます。

また、地上権の0.28平方メートルの支柱面積ですが、今後は注意して記載させていただきます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

番号1番に関連して質問させていただきます。継承者の譲受人について認定農業者と説明がありましたが、どのような状況の認定農業者なのか教えてください。また、譲受人の営農の実績を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

認定農業者である譲渡人が継続して営農を行います。今後の計画としましては、現在はサカキ、牧草、南天、ユーカリを栽培しておりますが、おおよそ令和8年までにユーカリ、南天、ブルーベリー、その他の作物へ営農を移行し、営農の安定を図る計画を進めているようです。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

継承者は営農実績があるのでしょうか。

事務局（湯山栄大主査）

継承者の営農実績は確認しておりませんでした。営農部分につきましては、継承外となり、譲渡人が引き続き営農するものとなります。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号1番から18番と議案第3号1番及び8番の20か件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号1番から18番と議案第3号番号1番及び8番の20か件に

ついて意見相当と認め、県に進達いたします。

また、関連する議案第1号番号29番の1か件について許可と決定し、農地法第5条第1項の許可並びに農地転用事業計画変更の承認が県よりなされると同時に、許可書を交付するものとしたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時15分まで。

[午後3時5分から午後3時15分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第5号農用地利用集積計画の承認について、番号1番から63番までの63か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第5号番号48番から55番までの8か件については、 番委員が関係する案件であります。この8か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号48番から55番の8か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。 番委員退席願います。

[番 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第5号番号48番から55番の8か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第5号番号48番から55番の8件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第5号番号48番から55番の8件について承認します。

■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第5号番号1番から47番までと、番号56番から63番を合わせた55件について質疑を承ります。質疑ございませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

経営面積について質問させていただきます。記載のある面積は大崎市のみ面積だと思われませんが、大崎市以外の面積の記載がない理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

農家台帳の面積を記載しており、今までもこのような記載となっております。

議長（佐々木政直会長）

12番委員。

12番（下山信行委員）

大崎市以外で耕作している面積の方が多くいらっしゃるかと思われ。経営面積とは経営している全ての面積であると思いますが、今後も大崎市で経営している面積のみを記載することによってよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

農地の台帳管理は、各市町単位となっており、基本的には市内の経営面積のみを記載しておりますが、耕作証明書等提出いただければ、他市町分を加えた面積での記載は可能です。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員，よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 5 号番号 1 番から 47 番までと番号 56 番から 63 番を合わせた 55 件について，了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 5 号番号 1 番から番号 63 番を合わせた 63 件について承認し，市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 6 号非農地証明願について，番号 1 番について，審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

それでは現地調査報告いたします。番号 1 番を 13 番委員，報告をお願いいたします。

13 番（高橋 英理子委員）

番号 1 番を報告いたします。申請地の状況は，分譲地の一画で居宅がございました。20 年以上経過していることの証明となるものは，昭和 55 年 7 月 8 日より新築し，昭和 55 年 11 月 17 日に不動産取得の申請をしたことを確認いたしました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第6号番号1番について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第6号番号1番について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第6号番号1番の1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の9協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和5年度地区座談会の開催状況について、事務局及び担当委員より報告をお願いします。

事務局（大沼淳子主幹兼係長）

〔事務局からの説明〕

16番（佐藤裕之委員）

〔報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局及び16番委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和5年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（1）令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（１）令和６年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（１）令和６年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の協議（１）令和６年度一日女性農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（１）令和６年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議（１）令和６年度一日女性農業委員会の開催については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、大崎市農業委員会事業の報告（１）令和５年度大崎市農業委員会事業報告について、農業委員会の所掌事務について報告を行います。報告第１号から第５号までの５か件を一括して報告いたしたいと思っております。御異議ございません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、5か件を一括して報告いたします。

初めに、報告第1号農業委員会運営活動について、熊谷会長職務代理者より報告願います。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第2号定例総会（農地関係）所掌事項の処理状況と報告第3号農地流動化促進について、佐々木農地委員長より報告願います。

11番（佐々木正彦農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第4号定例総会（農政・企画広報関係）所掌事項の処理状況について、定例総会（農政関係）は中條農政委員長より、また、定例総会（企画広報関係）は、中鉢企画広報委員長より報告願います

24番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

21番（中鉢守企画広報委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

次に、報告第5号農業者年金事業について、中條農政委員長より報告願います。

24番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、報告第1号から第5号まで、それぞれ報告いたしましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

御質問がないようですので、以上をもって、報告（１）令和５年度大崎市農業委員会事業報告についてを終わります。

議長（佐々木政直会長）

次に、協議（１）令和６年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、役員より説明いたします。第１基本方針及び第２事業計画の１．農業委員会の運営を熊谷会長職務代理者に説明をお願いいたします。

25番（熊谷安正会長職務代理者）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

第２事業計画の２．農地対策を、佐々木農地委員長お願いいたします。

11番（佐々木正彦農地委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

第２事業計画の３．農政・農業振興事業を、中條農政委員長に報告願います。

24番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今、令和６年度大崎市農業委員会事業計画（案）について、役員より説明申し上げましたが、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑なしと認めます。それでは、協議（１）令和６年度大崎市農業委員会事業計画（案）についてを原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、協議（１）令和６年度大崎市農業委員会事業計画（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については，全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして，議長の任を解かせていただきます。本日は，誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして，令和6年度第1回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時15分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 大

委 員 中 森 昭 悦